

経営革新計画を受けた方、企業価値の向上に取り組む方などに、1億円まで御利用いただけます。

産業創造資金(事業革新関連)

対象となる方

次のすべてに該当する中小企業者を対象としています。

- 1 以下のアからオのいずれかに該当する方。
 - ア 経営革新計画又は異分野連携新事業分野開拓計画を県内で実施しようとする者
 - イ 知的財産権(※1)に係る技術を利用して事業を行う者
 - ウ 県が定める「彩の国工場」(※2)に指定されている者のうち、新たに社会貢献活動計画を策定し、県の確認を受けたもの
 - エ 快適な工場の新築又は改築をしようとする製造業者
 - オ その他研究開発、ISOの取得、福利厚生施設の設置改修等について計画を定め企業価値の向上に取り組む者(※3)
- 2 信用保証対象業種(※4)を営んでいる。
- 3 申込の日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一業種を営んでいる。
(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有しているものについては、県外での実績を含めて同一事業を引き続き1年以上行っていれば良い。)ただし、上記1アについては、申込の日以前1年以上引き続き同一業種を営んでいること。
- 4 必要な許認可等を取得している。
- 5 事業税を滞納していない。
- 6 信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない。
- 7 信用保証協会の保証残高が、保証限度額未満である。
- 8 手形交換所取引停止処分中でない。

※1 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路配置利用権 等

※2 「彩の国工場」指定企業のうち、新たに社会貢献活動計画を策定した者(県産業支援課長の確認が必要。計画実施中に限る。)

※3 「埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録制度」に登録された企業が、計画を定め、企業価値の向上に取り組む場合を含みます。

※4 信用保証対象業種

一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人、非営利団体等は対象となりません。

融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても御希望に添えない場合もあります。

融 資 条 件

	設備資金	運転資金
限度額 (10万円単位)	1億円	1億円
	設備・運転併用の場合は、併せて1億円	
利率	年1.6%以内	
期間・償還方法	10年以内 (2年以内据置 元金均等月賦償還)	7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)
担保	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人	個人：原則として不要 法人：法人代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証	付する(保証料 年0.45%~1.64%以内。 ただし、対象者要件1アで申し込む場合は年0.88%以内)	

設備資金 工場・店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金

運転資金 研究開発や商品仕入等に必要な資金

※対象者要件1アで申し込む場合は、認定申請書に当該年度分の所要資金額としている範囲内、又は承認申請書の資金計画、設備投資計画に当該年度分として計上されている範囲内

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- 借入金の返済、税金の支払いにあてる資金
- 土地、住宅(注1)、乗用車の取得のための資金
- 法令に違反する設備及び県外に設置する設備(注2)のための資金 等

(注1)社宅、従業員寮など従業員の福利厚生施設として取得する場合は対象となります。

(注2)従業員の福利厚生施設として保養所を取得する場合は対象となります。

受 付 場 所

商工会議所、商工会で随時受け付けます。対象者要件1アで申し込む場合は創業・ベンチャー支援センター含む。(申込に必要な書類は、受付場所で御確認ください。)

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内にある本支店で取り扱っています。

問 い 合 わ せ 先

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803
商工会議所・商工会



彩の国
埼玉県

